

【表 1】 70 歳未満の方の標準負担額（1 食につき）

区分	2025 年 3 月 31 日まで	2025 年 4 月 1 日から
一般の方	490 円	510 円
一般の方で指定難病患者等お持ちの場合	280 円	300 円
市民税非課税世帯の方で、前 12 か月の入院日数が 90 日まで	230 円	240 円
市民税非課税世帯の方で、前 12 か月の入院日数が 90 日を超える長期入院の場合（注 1）	180 円	180 円

【表 2】 70 歳以上の方の標準負担額（1 食につき）

区分	2025 年 3 月 31 日まで	2025 年 4 月 1 日から
一般の方	490 円	510 円
一般の方で指定難病患者等お持ちの場合	280 円	300 円
低所得者Ⅱ（注 2）の方で、前 12 か月の入院日数が 90 日まで	230 円	240 円
低所得者Ⅱ（注 2）の方で、前 12 か月の入院日数が 90 日を超える長期入院の場合（注 1）	180 円	180 円
低所得者Ⅰ（注 3）の方	110 円	110 円

（注 1） 前 12 か月の入院日数が 90 日を超える場合は再度申請が必要です。減額認定証と 90 日以上
の入院日数を確認できる領収書等をお持ちください。

（注 2） 「低所得者Ⅱ」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者全員（平成 20 年 7 月 31 日までは
長寿（後期高齢者）医療制度への移行で国保を抜けた旧国保被保険者を含む）が市民税非課税
で、「低所得者Ⅰ」に該当しない 70 歳以上の方です。

（注 3） 「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者全員（平成 20 年 7 月 31 日までは
長寿（後期高齢者）医療制度への移行で国保を抜けた旧国保被保険者を含む）が市民税非課税
で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し
引いたときに 0 円となる 70 歳以上の方です。